

大東指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大東福祉会が開設する大東指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 大東ホームヘルプサービス
- 二 所在地 大垣市東前1丁目79番地

(職員の職種、人数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 管理責任者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士 1名
サービス提供責任者は、事業所に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 3名以上（常勤換算）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日から日曜日までとする。
- 二 営業時間 24時間体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 相談・助言

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施区域を越えた地点から1キロメートル当たり125円を徴収する。

3 通院介助における訪問介護サービスにおいて、診察、薬剤処方など利用者の都合により訪問介護員等が待機した場合は、実費として30分当たり500円を徴収する。

(緊急時等における対応)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大垣市とする。

(苦情処理)

第9条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

3 サービスに対する苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 事業所は、非常災害に備え少なくとも6ヶ月に1回以上は、避難、救出、その他必要な訓練を行う。

一 消火、避難警報その他防火に関する設備及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。

二 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。

三 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(事故発生時の対応)

第11条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に向けた体制等)

第12条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

一 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

二 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

三 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所の会計は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを会計単位とする。
 - 5 大東指定訪問介護事業所は、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、サービスの提供等に関する事項を見やすい場所に掲示する。
 - 6 事業所は、サービスの提供を利用者に強要したり、指定居宅介護支援事業所等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
 - 7 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行い、訪問介護に関する諸記録整備については、完結の日から 5 ヶ年間保存しなければならない。
 - 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人大東福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。